

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの  
徳島移転の実現を求める意見書

人口の急減と東京一極集中という、かつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠である。

本県では、地域の消費者リーダーを多く輩出してきた消費者大学校・大学院の設置をはじめ、食品の安全安心に向けた全国初の食品表示の適正化等に関する条例の制定や食品表示Gメンによる一元的な監視指導体制の構築など、全国モデルとなる消費者行政を強力に展開してきたところである。

このような先駆的な消費者施策の実証フィールドを有する強みと、本県が誇る全国屈指のブロードバンド環境を生かし、国民目線に立った政策企画を具現化するため、本県では、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を提案している。

こうした状況の下、去る12月14日には、徳島移転に関する今後の検討に資するために来県された河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、「ICTの活用により東京との距離的障害がクリアできる」との考えが示されるとともに、本県の誘致提案に対し、「非常に可能性のある提案」との御発言を頂いたところである。

よって、国においては、東京圏から地方への新しい人の流れを創出し、地方創生から日本創成にしっかりとつなげるため、早期に消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

徳島県議会議長 川 端 正 義